

産業廃棄物移動式中間処理施設取扱方針（改正案）

1 目的

公害関係法令等の規制を受けず、周辺環境への環境評価が難しい産業廃棄物移動式中間処理施設による処理に関し、施設の運用等についての指導指針を定めることにより、適正処理の確保を図ることを目的とする。

2 基本方針

移動式中間処理施設については、廃棄物の処理を移動式中間処理施設で行うことが通常の間処理施設で行う場合より環境保全上合理的であり、排出事業所で処理することが安全である場合に限り、認めるものとする。

3 対象者

神奈川県内（政令市の所管域を除く。）において、各種移動式中間処理施設（法定外施設を含む。）をもって業の許可を申請しようとする者

4 産業廃棄物処理施設設置の許可申請

当該処理施設が産業廃棄物処理施設（法第15条）に該当する場合には、処理施設ごとに、同条第1項により産業廃棄物処理施設設置許可申請書を提出しなければならない。

<産業廃棄物処理施設設置許可の申請者に事前指導する内容>

- (1) 定期的な監視指導が困難なため、適正処理されていることが明らかな設備等を備えていること。
- (2) 処理に当たっては、排出事業者と契約を締結した当該排出事業場の敷地内（現場内）で行うものとし、その敷地は、処理施設を稼働するに当たって十分な作業スペースが確保されていること。
- (3) 処理施設ごとに技術管理者を置くこと。
- (4) 産業廃棄物及びその処理に伴い生ずる排ガス、排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 施設から発生する排ガス・排水・騒音・振動・悪臭・粉じん等は、関係法令等の基準値を遵守し、環境保全上支障の生ずるおそれのないようにすること。
- (6) 原則として、処理の委託を受けたすべての排出事業所からの承諾書（別紙1）を産業廃棄物主管課長へ提出すること。（ただし、当該移動式中間処理施設が、工事現場に設置するものである場合にあっては、この限りでない。）また、必要に応じて、作業場所等の図面を添付すること。
- (7) 移動式中間処理施設の保管場所が確保されていること。
- (8) 施設の作業手順、管理マニュアルが作成されていること。
- (9) 処理残さの処分は、速やかに行うこと。また、処分するに当たっては、マニフェストを使用して排出事業者としての責務を確実に果たすこと。
- (10) やむを得ず処理残さを保管する場合には、必ず自社敷地内とし、残さの性状に応じた保管方法で行うこと。
- (11) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設

備を備えること。

5 産業廃棄物処理業（法第14条）関係の取扱い

- (1) 取り扱う産業廃棄物の種類によっては、「事業の範囲」に限定条件を付すものとする。
- (2) 「許可の条件」には、「処理は、排出事業場敷地（現場）内に限る。」等の条件を必ず付すものとする。
- (3) 当該業者が処理施設を増設する場合は、法第14条の2第3項で準用する法第7条の2第3項に基づき変更届を提出するものとする。
- (4) 当該業者が処理施設の使用場所を変更及び追加する場合は、法第14条の2第3項で準用する法第7条の2第3項に基づき変更届を提出し、第4(6)で定める承諾書を添付書類とする。

6 維持・管理の基準

- (1) 廃棄物の処理は、廃棄物を排出する事業場の敷地内で行い、他の場所に移動し、又は移動中に行ってはならない。
- (2) 技術管理者が常に作業を行うか、又は作業に立ち会うこと。
- (3) 産業廃棄物の飛散、流出、悪臭の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊・はえその他の害虫が発生しないよう施設の清潔保持に努めること。
- (5) 施設から発生する排ガス・排水・騒音・振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- (6) 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検、機械の調整等を行うこと。
- (7) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えてあること。
- (8) 処理残さ物の委託に当たっては、マニフェストを使用するとともに、施設の稼働記録簿を作成し、3年間保存すること。
- (9) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置について記録を作成し、3年間保存すること。

7 その他

周辺環境に与える影響が大きくなった場合には、周辺住民等の対策について考慮すること。

附則

<施行期日>

この取扱方針は、平成4年4月1日より施行する。

この取扱方針は、平成26年4月1日より施行する。

この取扱方針は、令和6年3月12日より施行する。

この取扱方針は、令和 年 月 日より施行する。

産業廃棄物の処理に関する承諾書

(産業廃棄物処理業者)

住所

氏名 (会社名)

上記の者が、当施設より排出される産業廃棄物を中間処理するのに必要な産業廃棄物処理業の許可を取得後、当該廃棄物を中間処理する業務を委託する予定です。

年 月 日

住所

氏名 (会社名)

委託する産業廃棄物

産業廃棄物の種類	有害物質の種類	取扱予定量

- *添付書類
- ・ 中間処理する場所の平面図
 - ・ その他必要と認める書類